

本編 P146 資料：公共機関等の協定一覧

(平成 27 年 12 月現在)

	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	備考
1	震災時等の相互応援に関する協定	平成 8 年 3 月 1 日	東京都26市3町1村	
2	多摩地区都営水道の災害時等の相互応援協定	平成 14 年 4 月 1 日	東京都水道局・23市・2町	
3	災害時における相互応援に関する協定	平成 15 年 5 月 26 日	山梨県北杜市	旧 須玉町
4	災害時における相互応援に関する協定	平成 18 年 11 月 28 日	茨城県行方市	旧 麻生町
5	災害時における相互応援に関する協定	平成 15 年 11 月 9 日	千葉県勝浦市	
6	災害時における相互応援に関する協定	平成 17 年 10 月 28 日	福島県南会津郡下郷町	
7	災害時における相互応援に関する協定	平成 22 年 8 月 20 日	練馬区	
8	災害時における相互応援に関する協定	平成 23 年 8 月 16 日	新座市	
9	災害時の情報交換に関する協定	平成 24 年 8 月 27 日	国土交通省関東地方整備局	
10	非常通信の運用に関する協定	平成 20 年 3 月 7 日	東京消防庁西東京消防署	
11	災害時における災害情報等の放送に関する協定	平成 13 年 4 月 1 日	株式会社エフエム西東京	
12	災害時における災害情報の放送等に関する協定	平成 19 年 12 月 14 日	株式会社ジェイコム関東西東京局	
13	災害時における情報発信等に関する協定	平成 27 年 8 月 26 日	ヤフー株式会社	
14	災害時における応急救護活動に関する協定	平成 13 年 8 月 1 日	公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部	旧公益社団法人東京都柔道接骨師会
15	災害時の救護活動及び応急医薬品の供給に関する協定	平成 22 年 9 月 1 日	一般社団法人西東京市薬剤師会	
16	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成 27 年 8 月 1 日	アルフレッサ株式会社 外4件	
17	災害時の医療救護活動についての協定	平成 16 年 4 月 1 日	一般社団法人西東京市医師会	
18	災害時の歯科医療救護活動についての協定	平成 16 年 4 月 1 日	公益社団法人西東京市歯科医師会	
19	災害時における米穀調達に関する協力協定	平成 13 年 8 月 1 日	西東京市米穀小売商組合	
20	災害時における麺類等の供給に関する協定	平成 14 年 11 月 7 日	保谷麺業会	
21	指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書及び同実施細目	平成 25 年 7 月 16 日	東京都水道局	
22	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	平成 25 年 7 月 16 日	東京都水道局	
23	災害時における応急給水に関する協定	平成 21 年 7 月 1 日	西東京市水友会	
24	災害時における応急対策業務に関する協定	平成 16 年 8 月 1 日	西東京市建災防協会 外1件	

	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	備考
25	災害時の隊友会の協力に関する協定	平成 26 年 2 月 21 日	東京都隊友会西東京支部	
26	災害時の防衛協会の協力に関する協定	平成 26 年 2 月 21 日	西東京市防衛協会	
27	災害時における緊急輸送業務に関する協定	平成 13 年 9 月 26 日	一般社団法人東京都トラック協会多摩支部	旧 社 団 法 人
28	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	平成 26 年 1 月 15 日	三幸自動車株式会社 外 4 件	
29	災害時における生活必需品の優先供給に関する協定	平成 13 年 10 月 1 日	株式会社アスタ西東京	
30	災害時における生活必需品の供給に関する協定	平成 13 年 10 月 1 日	株式会社西友リヴィン田無店	
31	災害時の市と獣医師会との協力に関する協定	平成 15 年 6 月 18 日	西東京市獣医師会	
32	災害時における飲用水調達に関する協力協定	平成 15 年 8 月 20 日	西東京市小売酒販組合	
33	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定	平成 23 年 5 月 16 日	株式会社 八洋	
34	災害時における受水槽の使用に関する協定	平成 13 年 8 月 9 日	東京みらい農業協同組合 外 7 件	
35	災害時における東京みらい農業協同組合との協力に関する協定	平成 19 年 11 月 9 日	東京みらい農業協同組合	
36	災害時における手話通訳業務に関する協定	平成 22 年 7 月 23 日	西東京市登録手話通訳者の会	
37	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	平成 21 年 7 月 21 日	東京都下水道局流域下水道本部	
38	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定	平成 23 年 4 月 25 日	西東京市清掃事業協同組合	
39	災害時における葬祭品等の供給に関する協定	平成 25 年 8 月 2 日	東京多摩葬祭業協同組合	
40	災害時における応急物資の供給に関する協定	平成 25 年 6 月 7 日	株式会社イトーヨーカドー	
41	災害時における圧縮天然ガスの供給に関する協定	平成 25 年 5 月 28 日	東京ガス株式会社 N G V 事業部	
42	災害時における燃料等の供給に関する協定	平成 25 年 5 月 23 日	株式会社泰正社 外 2 件	
43	災害時における L P ガス等の供給に関する協定	平成 25 年 4 月 26 日	一般社団法人東京都 L P ガス協会北多摩北部支部たもつ会	
44	西東京市災害時における相互応援に関する協定	平成 16 年 3 月 29 日	西東京郵便局	
45	大規模災害時における施設等の提供に関する協定	平成 23 年 2 月 1 日	警視庁田無警察署	
46	避難場所（広域避難場所）指定承諾	平成 14 年 1 月 30 日	東京都西部公園緑地事務所 外 3 件	
47	避難場所（一時避難場所）指定承諾	平成 13 年 12 月 11 日	学校法人早稲田大学 外 2 件	
48	西東京市総合福祉センター・緊急災害における避難場所（駐車場）の承諾	平成 14 年 2 月 25 日	株式会社クラヤ三星堂	

	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	備考
49	避難所施設利用に関する協定	平成 13 年 7 月 6 日	東京都立保谷高等学校 外 4 件	
50	避難所施設利用に関する協定（福祉避難施設）	平成 13 年 8 月 1 日	東京都立田無特別支援学校	旧田無養護
51	災害時における要配慮者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人 至誠学舎東京 外 7 件	
52	災害時における施設等の提供協力に関する協定	平成 25 年 11 月 1 日	株式会社ルネサンス	
53	地震災害時における帰宅困難者の対応に関する協定	平成 25 年 12 月 26 日	西武鉄道株式会社	
54	災害時における畳の提供等に関する協定	平成 27 年 11 月 24 日	5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会	
55	災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定	平成 27 年 10 月 14 日	東京都理容生活衛生同業組合多摩小平支部西東京地区	
56	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	平成 25 年 11 月 7 日	公益社団法人東京都宅建物取引業協会北多摩支部	
57	災害時におけるボランティア活動に関する協定	平成 26 年 2 月 18 日	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会	

本編 P204 資料：指定緊急避難場所・指定避難所一覧(案)

(平成 28 年●月現在)

凡例 「○」: 適 「-」 不適

No	施設名	所在地	指定緊急避難場所				指定避難所		一時滞在施設	浸水深 (m) ※7	本編における避難場所・避難所の種別				
			大火 ※1	地震 ※2	洪水 ※3	崖崩れ ※4	一般 ※5	福祉 ※6			広域避難場所	避難広場	避難施設	福祉避難施設	一時滞在施設
1	東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構	緑町 1-1-1	○	○	-	-	-	-	-		○				
2	東京大学大学院農学生命科学研究科附属田無演習林	緑町 1-1-8	○	○	-	-	-	-	-		○				
3	都立東伏見公園	東伏見 1-4	○	○	-	-	-	-	1.0-2.0		○				
4	文理台公園	東町 1-4	○	○	-	-	-	-			○				
5	西東京いこいの森公園	緑町 3-2	○	○	-	-	-	-			○				
6	都立小金井公園	向台町 6-4	○	○	-	-	-	-	0.0-0.5		○				
7	田無小学校	田無町 4-5-21	-	○	○	○	○	-				○			
8	南町調節池	南町 1-3	-	○	-	-	-	-	0.5-1.0			○			
9	柳沢小学校	南町 2-12-37	-	○	○	○	○	-				○	○		
10	田無第一中学校	南町 6-9-37	-	○	○	○	○	-				○	○		
11	田無第三中学校	西原町 3-4-1	-	○	○	○	○	-				○	○		
12	西原自然公園	西原町 4-5	-	○	-	-	-	-				○			
13	日本文華学園	西原町 4-5-85	-	○	-	○	○	-	1.0-2.0			○	○		
14	谷戸小学校	緑町 3-1-1	-	○	○	○	○	-				○	○		
15	谷戸第二小学校	谷戸町 1-17-27	-	○	○	○	○	-				○	○		
16	谷戸せせらぎ公園	谷戸町 1-22	-	○	-	-	-	-				○			
17	谷戸イチョウ公園	谷戸町 2-12	-	○	-	-	-	-				○			
18	田無第二中学校	北原町 2-9-1	-	○	○	○	○	-				○	○		
19	東京都立田無工業高等学校	向台町 1-9-1	-	○	-	○	○	-	0.0-0.5			○	○		
20	向台小学校	向台町 2-1-1	-	○	○	○	○	-				○	○		
21	向台公園	向台町 2-5	-	○	-	-	-	-				○			
22	田無第四中学校	向台町 2-14-9	-	○	-	○	○	-	0.0-0.5			○	○		

No	施設名	所在地	指定緊急避難場所				指定避難所		一時滞在施設	浸水深 (m) ※7	本編における避難場所・避難所の種別				
			大火 ※1	地震 ※2	洪水 ※3	崖崩れ ※4	一般 ※5	福祉 ※6			広域避難場所	避難広場	避難施設	福祉避難施設	一時滞在施設
23	向台調節池	向台町 5-4	—	○	—	—	—	—	—	2.0-5.0		○			
24	東京都立田無高等学校	向台町 5-4-34	—	○	○	○	○	—	—			○	○		
25	上向台小学校	向台町 6-7-28	—	○	○	○	○	—	—			○	○		
26	芝久保調節池	芝久保町 1-18	—	○	—	—	—	—	—	0.5-1.0		○			
27	芝久保小学校	芝久保町 3-7-1	—	○	○	○	○	—	—			○	○		
28	けやき小学校	芝久保町 5-7-1	—	○	○	○	○	—	—			○	○		
29	武蔵野大学	新町 1-1-20	—	○	—	○	○	—	—	0.0-0.5		○	○		
30	岩倉高等学校総合運動場	新町 2-3-27	—	○	—	—	—	—	—			○			
31	柳沢中学校	柳沢 3-8-22	—	○	○	○	○	—	—			○	○		
32	保谷第二小学校	柳沢 4-2-11	—	○	○	○	○	—	—			○	○		
33	三菱東京UFJ銀行健康保険組合武蔵野運動場	柳沢 4-4	—	○	—	—	—	—	—			○			
34	早稲田大学東伏見キャンパス東伏見総合グラウンド	東伏見 2-7	—	○	—	—	—	—	—	0.5-1.0		○			
35	東伏見小学校	東伏見 6-1-28	—	○	—	○	○	—	—	0.5-1.0		○	○		
36	保谷小学校	保谷町 1-3-35	—	○	○	○	○	—	—			○	○		
37	本町小学校	保谷町 1-14-23	—	○	○	○	○	—	—			○	○		
38	保谷中学校	保谷町 1-17-4	—	○	○	○	○	—	—			○	○		
39	碧山小学校	中町 5-11-4	—	○	—	○	○	—	—	0.0-0.5		○	○		
40	明保中学校	東町 1-1-24	—	○	○	○	○	—	—			○	○		
41	東小学校	東町 6-2-33	—	○	○	○	○	—	—			○	○		
42	ひばりが丘中学校	住吉町 1-14-28	—	○	○	○	○	—	—			○	○		
43	住吉小学校	住吉町 5-2-1	—	○	○	○	○	—	—			○	○		
44	東京都立保谷高等学校	住吉町 5-8-23	—	○	—	○	○	—	—	0.0-0.5		○	○		
45	中原小学校	ひばりが丘 2-6-25	—	○	○	○	○	—	—			○	○		
46	ひばりが丘総合運動場	ひばりが丘 3-1	—	○	—	—	—	—	—			○			
47	栄小学校	栄町 2-10-9	—	○	○	○	○	—	—			○	○		
48	青嵐中学校	北町 2-13-17	—	○	○	○	○	—	—			○	○		

No	施設名	所在地	指定緊急避難場所				指定避難所		一時滞在施設	浸水深 (m) ※7	本編における避難場所・避難所の種別				
			大火 ※1	地震 ※2	洪水 ※3	崖崩れ ※4	一般 ※5	福祉 ※6			広域避難場所	避難広場	避難施設	福祉避難施設	一時滞在施設
49	保谷第一小学校	下保谷 1-4-4	—	○	○	○	○	—	—			○	○		
50	障害者総合支援センター「フレンドリー」	田無町 4-17-14	—	○	○	○	—	○	—					○	
51	田無総合福祉センター	田無町 5-5-12	—	○	○	○	—	○	—					○	
52	老人憩いの家「おあしす」	南町 3-18-40	—	○	○	○	—	○	—					○	
53	向台保育園	南町 3-23-1	—	○	—	○	—	○	—	1.0-2.0				○	
54	東京都立田無特別支援学校	南町 5-15-5	—	○	—	○	—	○	—	0.0-0.5				○	
55	けやき保育園	西原町 4-5-96	—	○	○	○	—	○	—					○	
56	田無保育園	緑町 1-2-26	—	○	○	○	—	○	—					○	
57	みどり保育園	緑町 2-15-12	—	○	○	○	—	○	—					○	
58	谷戸高齢者在宅サービスセンター	谷戸町 3-23-8	—	○	○	○	—	○	—					○	
59	芝久保保育園	芝久保町 1-14-32	—	○	○	○	—	○	—					○	
60	西原保育園	芝久保町 5-4-2	—	○	○	○	—	○	—					○	
61	新町福祉会館	新町 5-2-7	—	○	○	○	—	○	—					○	
62	やぎさわ保育園	柳沢 5-8-2	—	○	○	○	—	○	—					○	
63	ひがしふしみ保育園	東伏見 2-11-11	—	○	—	○	—	○	—	0.5-1.0				○	
64	保谷障害者福祉センター	保谷町 1-6-20	—	○	○	○	—	○	—					○	
65	ほうやちよう保育園	保谷町 3-13-1	—	○	○	○	—	○	—					○	
66	はこべら保育園	富士町 1-7-2	—	○	—	○	—	○	—	0.5-1.0				○	
67	高齢者センター「きらら」	富士町 1-7-69	—	○	—	○	—	○	—	0.5-1.0				○	
68	富士町福祉会館	富士町 6-6-13	—	○	○	○	—	○	—					○	
69	なかまち保育園	中町 4-4-16	—	○	○	○	—	○	—					○	
70	ひがし保育園	東町 2-4-13	—	○	○	○	—	○	—					○	
71	すみよし保育園	住吉町 3-14-14	—	○	○	○	—	○	—					○	
72	住吉会館（ルピナス）	住吉町 6-15-6	—	○	○	○	—	○	—					○	

No	施設名	所在地	指定緊急避難場所				指定避難所		一時滞在施設	浸水深(m) ※7	本編における避難場所・避難所の種別				
			大火 ※1	地震 ※2	洪水 ※3	崖崩れ ※4	一般 ※5	福祉 ※6			広域避難場所	避難広場	避難施設	福祉避難施設	一時滞在施設
73	ひばりが丘保育園	ひばりが丘 2-3-5	—	○	○	○	—	○	—					○	
74	ひばりが丘福祉会館	ひばりが丘 2-8-27	—	○	○	○	—	○	—					○	
75	そよかぜ保育園	ひばりが丘 3-1-25	—	○	○	○	—	○	—					○	
76	こまどり保育園	下保谷 2-4-2	—	○	○	○	—	○	—					○	
77	しもほうや保育園	下保谷 3-8-15	—	○	—	○	—	○	—	0.5-1.0				○	
78	下保谷福祉会館	下保谷 4-3-20	—	○	○	○	—	○	—					○	
79	コール田無	田無町 3-7-2	—	○	○	○	—	—	○						○
80	南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」	南町 5-6-5	—	○	○	○	—	—	○						○
81	谷戸公民館・図書館	谷戸町 1-17-2	—	○	○	○	—	—	○						○
82	芝久保公民館・図書館	芝久保町 5-4-48	—	○	○	○	—	—	○						○
83	柳沢公民館・図書館	柳沢 1-15-1	—	○	○	○	—	—	○						○
84	保谷駅前公民館・図書館	東町 3-14-30	—	○	○	○	—	—	○						○
85	ひばりが丘図書館	ひばりが丘 1-2-1	—	○	○	○	—	—	○						○
86	ひばりが丘公民館	ひばりが丘 2-3-4	—	○	○	○	—	—	○						○
箇所数			6	86	56	69	32	29	8		6	43	32	29	8

※1 指定緊急避難場所(大火)：延焼火災のふく射熱やその他の危険から住民の生命を守るための広域避難場所

※2 指定緊急避難場所(地震)：耐震性が確保された建物等やグラウンド

※3 指定緊急避難場所(洪水)：浸水予想区域にかからない建物

※4 指定緊急避難場所(崖崩れ)：急傾斜地崩壊危険箇所近辺に立地していない施設

※5 指定避難所(一般)：災害時、一定期間滞在することができる公共建物等(学校等)

※6 指定避難所(福祉)：自宅や避難施設で生活している高齢者や障害者の方等に対し、状況に応じて介護等の必要なサービスを提供する社会福祉施設等

※7 浸水深：ポイント(点)データで浸水の有無を判断している。そのため、敷地内の一部に浸水がある場合でも、ポイント(点)の位置で浸水していなければ浸水深0mとなっている。

本編 P264 資料：災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害時救助法施行細則（東京都規則）

救助の種類	救助の対象	平成 26 年度 費用の限度額	救助の期間	備 考
避難所の設置	現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	基本額 避難所設置費 1 人 1 日あたり 310 円以内 加算額 ① 「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算 ② 冬季 別に定める額を加算	災害発生の日から 7 日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	1 避難所設置費には天幕借上げ、仮設便所設置費等一切の経費を含む。 2 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家が無い者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容する。	1 規格 1 戸あたり平均 29.7m <sup>2</sup> （9 坪）を基準とする。 2 限度額 1 戸あたり 2,530,000 円以内	災害発生の日から 20 日以内着工（ただし、内閣総理大臣の承認により着工期間の延長あり）	1 供与期間は、最高 2 年以内とする。 2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。 4 応急仮設住宅の供与に代えて民間賃貸住宅を借上げることができる。 5 都外からの輸送費は別枠とする。

救助の種類	救助の対象	平成 26 年度 費用の限度額	救助の期間	備 考																																					
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に收容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事ができない者 3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日あたり 1,040円以内 2 被災地から縁故先（遠隔地）などへ一時避難する場合3日分以内を現物により支給すること。	災害発生の日から7日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。																																					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水又は炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	輸送費、人件費は別途計上																																					
被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	備蓄物資の価格は年度当初の評価額																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 流失</td> <td>夏季</td> <td>17,800</td> <td>22,900</td> <td>33,700</td> <td>40,400</td> <td>51,200</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>29,400</td> <td>38,100</td> <td>53,100</td> <td>62,100</td> <td>78,100</td> <td>10,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 床上浸水</td> <td>夏季</td> <td>5,800</td> <td>7,800</td> <td>11,700</td> <td>14,200</td> <td>18,000</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>9,400</td> <td>12,300</td> <td>17,400</td> <td>20,600</td> <td>26,100</td> <td>3,400</td> </tr> </tbody> </table>				区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全壊 流失	夏季	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500	冬季	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700	半壊 床上浸水	夏季	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500	冬季	9,400	12,300	17,400	20,600
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																																		
全壊 流失	夏季	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500																																		
	冬季	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700																																		
半壊 床上浸水	夏季	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500																																		
	冬季	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400																																		

(円)

救助の種類	救助の対象	平成 26 年度 費用の限度額	救助の期間	備 考
医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班 - 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 - 国民健康保険診療報酬の額以内	災害発生の日から 10 日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 8 割以内の額	分娩した日から 7 日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災住宅の応急修理	住宅が半壊(半焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯あたり 547,000円以内	災害発生の日から 1 か月以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	

救助の種類	救助の対象	平成 26 年度 費用の限度額	救助の期間	備 考
学用品の給与	住宅の全半壊（全半焼）、流し、床上浸水等により学用品の喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材の実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人あたり次の金額以内</p> <p>小学校児童 4,100 円</p> <p>中学校生徒 4,400 円</p> <p>高等学校等生徒 4,800 円</p>	<p>災害発生の日から（教科書）</p> <p>1 か月以内</p> <p>（文房具及び通学用品）</p> <p>15 日以内</p>	<p>1 備蓄物資は評価額</p> <p>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>
埋葬	<p>1 災害の際死亡した者</p> <p>2 実際に埋葬する者に棺又は棺材等の現物を支給</p>	<p>1 体あたり</p> <p>大人（12 歳以上）206,000 円以内</p> <p>小人（12 歳未満）164,800 円以内</p>	<p>災害発生の日から 10 日以内</p> <p>（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</p>	
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の実状により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	<p>災害発生の日から 10 日以内</p> <p>（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</p>	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	救助の対象	平成 26 年度 費用の限度額	救助の期間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者	1 洗淨縫合消毒等の処理 1 体あたり 3,400 円以内 2 一時保存 ①既存建物の借上費及びドライアイスの購入費等は、通常の実費 ②既存建物以外は、1 体当たり 5,200 円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	1 自力では除去できない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれて生活に支障をきたしている場合-	1 世帯あたり 133,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 災害にかかった者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	